

## 別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策事業費補助金  
畜産・酪農収益力強化総合対策事業交付申請書  
(熊本地震復旧等予備費)

番 号  
年 月 日

(※1) 〇〇〇農政局長 殿

(※2) 農林水産大臣

(※1) 都道府県知事 氏 名 印

(※2) 所在地

団 体 名

代表者名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（熊本地震復旧等予備費関係）（平成28年5月〇日付け28生畜第〇〇〇号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては(※1)、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業にあつては(※2)の提出先及び申請者とする。
- 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業の申請にあつては、本文中「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金」を「国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金」に置き換えるものとする。
- 3 計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

## 別記様式第2号（第8関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策事業費補助金  
畜産・酪農収益力強化総合対策事業変更等承認申請書  
(熊本地震復旧等予備費)

番 号  
年 月 日

(※1) 〇〇〇農政局長 殿

(※2) 農林水産大臣

(※1) 都道府県知事 氏 名 印

(※2) 所在地

団体名

代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注2）したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（熊本地震復旧等予備費関係）（平成28年5月〇日付け28生畜第〇〇〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき申請する。

### 記

#### 理由

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては（※1）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業にあつては（※2）の提出先及び申請者とする。
- 2 変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。  
交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付して提出すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものを添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第12関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策事業費補助金  
 畜産・酪農収益力強化総合対策事業遂行状況報告書  
 （熊本地震復旧等予備費）

番 号  
 年 月 日

(※1) 〇〇〇農政局長 殿

(※2) 農林水産大臣

(※1) 都道府県知事 氏名 印

(※2) 所在地

団体名

代表者名

印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった本事業について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（熊本地震復旧等予備費関係）（平成28年5月〇日付け28生畜第〇〇〇号農林水産事務次官依命通知）第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注)「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる経費毎に記載すること。

「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

## 別記様式第4号（第13第1関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策事業費補助金  
畜産・酪農収益力強化総合対策事業実績報告書  
(熊本地震復旧等予備費)

番 号  
年 月 日

(※1) 〇〇〇農政局長 殿

(※2) 農林水産大臣

(※1) 都道府県知事 氏名 印

(※2) 所在地

団体名

代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった本事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（熊本地震復旧等予備費関係）第13第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては(※1)、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業にあつては(※2)の提出先及び申請者とする。
- 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業の申請にあつては、本文中「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金」を「国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金」に置き換えるものとする。
- 3 交付申請時に提出した計画書を参考に実績書を作成し添付すること。ただし、事業の実績が交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」と加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 4 軽微な変更があつたときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 5 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあつては、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

- 6 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費見合いのものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 7 外部へ委託した場合は、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第5号（第13第3項関係）

平成〇〇年度 畜産・酪農収益力強化総合対策事業費補助金  
畜産・酪農収益力強化総合対策事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書  
（熊本地震復旧等予備費）

番 号  
年 月 日

(※1) 〇〇〇農政局長 殿

(※2) 農林水産大臣

(※1) 都道府県知事 氏名 印

(※2) 所在地

団体名

代表者名 印

平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって交付決定通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱（熊本地震復旧等予備費関係）第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- |   |     |
|---|-----|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る<br>消費税等相当額                       | 金 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額               | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                       | 金 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

- ・ 3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・ 事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。）
- ・ その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定の時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第18条第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内 容
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金※1返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。



別記様式第7号（第19関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金調書（熊本地震復旧等予備費）

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名 ※1	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。



## 別紙様式（第20関係）

### 契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。